NPO法人桧枝育英奨学会奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人桧枝育英奨学会(以下「本会」という。)定款第3条及び第 5条の目的、事業を達成するために、必要な事項について定めるものとする。

(小学生の資格)

- 第2条 本会の奨学生となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - (1) 久留米市に居住する者の子弟であり、かつ、大学(短期大学を含む。以下同様とする)並びに大学院に進学する者
 - (2) 親の年収が350万円以下の一人親の子弟であり、かつ、大学並びに大学院に 進学する者

(奨学生の数及び奨学金)

- 第3条 前条の奨学生の数は、毎年5名程度を採用し、終極20名を原則とする。ただし、 毎年度の事業計画により、増減するものとする。
 - 2 大学奨学金の額は、月額20,000円とする。
 - 3 奨学金は返還を要しないものとする。

(給付の期間)

第4条 奨学金の給付期間は、給付を開始したときから、奨学生の現に在学する正規の最短 修業期間とする。ただし、休学期間は修業期間に算入しないものとする。

(願出の手続)

- 第5条 奨学生になろうとする者は、次の各号の書類を在学学校長を経て、本会に提出しな ければならない。
 - 一、奨学生願書
 - 二、当該学校長の推薦理由書

(奨学生の採用)

- 第6条 奨学生の採用は、第5条の規定により原則として、学校長の推薦した者のうちから 本会の指定する選考委員会の選考を経て、理事会で決定する。
 - 2 奨学生に決定された者は、所定の誓約書を保証人連署のうえ、本会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の給付は、毎月奨学生本人に送金する。

(奨学金の辞退)

第8条 奨学生で奨学金を必要としない事由が生じたときは、当該奨学生は本会へ辞退を 申し出なければならない。 (奨学金の休止)

第9条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の支給を休止する。

(奨学金の廃止)

第10条 奨学生に成業の見込みがないと認められたとき、又は奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の給付を廃止することができる。

(学業成績表の提出)

第11条 奨学生は、毎年学年末日までに、当該年度の学業成績表、在学証明書を本会へ提出しなければならない。

(異動の届出)

- 第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、保証人と連署して直ちに本会に届け 出なければならない。
 - (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
 - (2) 奨学金を辞退する事由が発生したとき。
 - (3) 本人または保証人の住所、その他重要な事項に異動があったとき。

(死亡等の届出)

第13条 保証人は奨学生であった者が、死亡もしくは失踪宣言をうけたときは、戸籍抄本 を添えて直ちに本会に届け出なければならない。

(奨学生の指導)

第14条 本会は、奨学生を、将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教育の 支援、並びに奨学生の学業成績、生活状況に応じた適切な指導を行うもの とする。

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附則

1 この規程は、本会の設立の日から施行する。